

策定日：令和6年6月28日

## （一社）日本養鶏協会のアニマルウェルフェアに関する基本方針について

令和5年7月26日に発出された農林水産省畜産局のアニマルウェルフェア（以下、「AW」という。）に関する飼養管理指針（以下、「農水省指針」という。）は今後AWを推進していくうえでの大切な指標であり、われわれ鶏卵生産者としてもより一層AWに配慮した生産を行っていく時代に入った。

### 【基本方針】

（一社）日本養鶏協会（以下、「当協会」という。）はAWの基本原則である5つの自由を理解し、農水省指針の順守に努めます。

一方で高温多湿という疾病の発生しやすい日本特有の気候風土、狭い国土等の制約のある中、世界有数の鶏卵消費大国としてその旺盛な需要にこたえていく責務が生産者にはあります。

また鶏卵生産には様々な飼養管理システムがあり、消費者はその中から安全性、価格、AW等を考慮しながら自らが望む製品を選択することが出来る、というのが本来の姿です。

従って日本の飼養システムの太宗を占めるバタリーケージを含めた様々な飼育環境の下で可能なAWを推進していくことが、わが国鶏卵産業の進むべき道であると考えます。

### 【ポイント】

1. バタリーケージはわが国において広く普及している飼育システムであり、国民に安全で廉価なたまごを供給できるだけでなく、疾病から鶏を守るメリットもあり、今後AWを進めて行く上でも大勢を占めていくことが予想される。

一方、農水省指針第4の4「付帯設備」で営巣・止まり木等の付帯設備の設置が将来の推奨事項となった。しかし、それでは①高温多湿な日本でケージ内にネストを設けると、そこが吸血性寄生虫の住処となり、かえってAWのレベルを下げる危険性がある。②設置による付加価値向上が望めない中、コストだけは上昇し、生産者の経営を圧迫する。

これらのことから本項目に関しては再考を求めてきたが、最終的に農水省指針Q&Aで「設置によりかえってAWの水準が悪化することもあるので全ての生産者にお願ひするものではありません」との文言が入った。これにより既存のケージに無理に付帯設備を追加するという事態は回避された。

2. 換羽については農水省指針第1の4「誘導換羽（産休）」において「24時間以上の絶食は行わず、毎日、飼料へのアクセスを確保する。その際、低カロリーで低蛋白な飼料を給与しながら換羽を誘導する方法等、有効性が明らかにされた代替法を積極的に採用する」とされた。AWの5つの自由のうち「空腹と渇きからの自由」に関する項目であり、換羽を行う場合は出来るだけ早期に給餌方式に転換していくことを目指す。
3. 飼養スペースについては、農水省指針第4の3「飼養空間」において「同じ鶏群の全ての鶏に対し、妨げられることなく、同時に休息し、正常な姿勢をとる等のために十分な空間を与える。なお、飼養空間は、休息及び採食・飲水のための様々な空間を考慮して管理するものとし、密飼いによる通常行動や休息への悪影響を避ける」とされた。AWの5つの自由のうち「正常な行動発現の自由」に関する項目である。

ただ、羽当り面積の推奨値などは明示されなかったため、生産者としては判断に迷うところである。

一定の目安を設定した場合、それを下回る生産者はケージ羽数を減らすことになり、コストの上昇と生産量の減少を余儀なくされる。一方で目安がない場合は、飼養スペースの改善が一向に進まず、業界外部からの指摘がいつまでも続くことも予想される。

従ってやはり目安は必要であるが、性急な対応は経済的影響が大きい場合もあるので、新規の設備投資の際に当協会が推奨する面積を十分考慮した上で進めること等により、長期的に見て大方の羽数でスペースの改善が進んでいくことを期待する。

当協会としては羽当り 430 cm<sup>2</sup>以上を推奨する。これは農水省指針が出るまで（公社）畜産技術協会の「AWの考え方に対応した採卵鶏の飼養管理指針」に記載のあった数値である。

今回の農水省指針Q&A 15 ページに「採卵鶏における適切な飼養空間の目安を教えてください」との問いに対して参考文献が8つ記載されており、その中に3氏（山本、椿井、酒井）による飼養密度によるストレステストの結果も含まれた。これは羽当り面積を 388、431、486、555、648 cm<sup>2</sup>のそれぞれに分けて産卵率や生存率などを比較し、ストレスの指標となる H/L 比が 431 cm<sup>2</sup>/羽以上広げても変わらないとする結果を得たもので、これを一つの根拠とする。

以上